ケアハウス敬寿園
特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護
運　　営　　規　　程

R7.4.1

（事業の目的及び運営の方針）

第１条　社会福祉法人敬寿会が開設するケアハウス敬寿園（以下「事業所」という。）が行う特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護の事業（以下「事業」という。）の運営方針、職員の定数・区分及び職務内容、入居者の要介護状態又は要支援状態にある入居者に対し、適正な生活介護を提供することを目的とする。

２　事業所の介護職員等は、要介護及び要支援等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、必要な日常生活上の援助や機能訓練及び療養上の援助を行う。

３　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

４　指定特定施設入居者生活介護〔指定予防特定施設入居者生活介護〕の提供にあたっては、介護保険法に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（事業所の名称など）

第２条　事業を行う事業所の名称及び所在地等は、次のとおりとする。

（１）名　　称　　ケアハウス敬寿園
（２）種　　別　　特定施設入居者生活介護
　　介護予防特定施設入居者生活介護
（３）所 在 地　　山形市大字妙見寺５００－１
（４）入所定員　　５０名
（５）居 室 数　　４８室

（職員の区分と定数及び職務内容）

第３条　施設（事業所）に勤務する職員の区分、定数及び職務内容は次のとおりとする。

（１）管　理　者　　１名
・管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
・地域住民等との連絡及び協力を行う等の地域との交流に努める。

（２）生活相談員　　１名以上
・入居者や家族等の希望を十分に勘案した生活等に関する相談及び助言、業務計画立案、入居者と家族の連絡などを行う。

・介護保険に関する必要書類等の手続き及び利用料の請求手続きを行う。

（3）看 護 職 員　　2名以上

・入居者の健康管理、服薬管理、医療的対応等に従事する。

（4）介 護 職 員　　5名以上……（夜間勤務者含む）介護福祉士、ヘルパー等

・入居者の希望や体力に配慮しながら、週2回以上の入浴又は清拭を行う。

・必要に応じ、洗濯、掃除、整理整頓などの家事援助を行い、日常生活上の世話を行う。

・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮する。

・生活のリズムを考えて、毎朝夕の着替えを行うよう配慮する。

・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるように援助する。

・入居者の通院等、必要があれば付添いをする。

・サービス提供の記録をする。

（5）計画作成担当者　　1名以上

・介護保険認定申請・更新、ケアプラン関連等業務を行なう。

（6）機能訓練指導員　　1名以上

・各人のADL維持に資するよう、各種機能訓練業務に従事する。

2　管理者が必要と認めた場合は、前項の規定にかかわらず、嘱託又は、臨時職員を置くことができる。

（提供するサービスの内容）

第4条　事業所は、各要支援者・要介護者の心身の状況に合わせ、入浴・食事・排泄等の援助及び通院の介助等を行う。また家族等との連絡調整、入居者・家族等からの相談業務を行う。

（利用料）

第5条　ケアハウスの月額利用料に加え、特定施設入居者区分の生活介護費として月額利用料を設定する。特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に対し、介護保険負担割合証の記載に基づく額の支払いを受けるものとする。金額は下記のとおりとし、ケアハウスの介護認定を受けている方の月額利用料と併せて毎月10日に通知し15日に支払を受けるものとする。(ケアハウスにおける介護認定を受けている方の月額利用料は、別に定める。

（施設の利用に当たっての留意事項）

第6条　相互互譲の精神を持って利用する。

2　入居者が故意又は、重大な過失により共用施設・設備を汚損・破損したときは、原

状に復するために必要な経費を負担する。

（緊急時等における対応方法）
第７条　緊急等の必要に応じて主治医あるいは協力医療機関等に責任を持って引き継ぎ、家族等に連絡を行う。

（夜間の管理）
第８条　夜間は職員１名を配置し、施設の安全管理と緊急連絡の業務に当たらせる。

（非常災害対策）
第９条　施設には、消火設備・非常放送・非常通報設備等、災害非常時に備えて必要な設備を設ける。
２　職員は常に災害防止と入居者の安全確保に努める。
３　事業所は、消防計画及び風水害の災害に対処するための計画に基づく訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（衛生管理等）
第 10 条　事業所は、入居者の使用する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるものとする。
２　事業所において、食中毒及び感染症が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
（１）　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
（２）　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
（３）　事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（身体的拘束等）
第 11 条　事業所は、身体的拘束等を行わないことを前提とする。なお、緊急やむを得ない場合など、代替性がなく必要性が認められる際は、本人及び家族等への説明・同意のもと、早期解除を目指し必要最小限の範囲において行うものとする。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
２　事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
（１）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を３月に１回以上開催するとともに、その結果

について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
（２）身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
（３）介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

（事故発生時の対応）
第 12 条　事業所は、利用者に対する当該サービスの提供により事故が発生した場合には、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
２　事業所は、サービスの提供により事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

（苦情解決）
第 13 条　事業所は、その提供したサービスに関する利用者及び家族からの苦情又は要望若しくは相談に、迅速かつ適切に対応するため、苦情等受付窓口を設置するなど必要な措置を講じるものとする。
２　事業所は、その提供するサービスに関して、市町村からの文書提出・提示の求め又は質問・照会に応じ、利用者からの苦情等に関する調査に協力するものとする。
　また、市町村からの指導または助言を受けた場合は、それに従い、必要な改善を行うとともに、市町村から求めがあった場合は、その改善の内容を報告するものとする。
３　事業所は、その提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うとともに、国民健康保険団体連合会から求めがあった場合にはその改善内容を報告するものとする。

（秘密保持）
第 14 条　事業所の職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。
２　事業所は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するよう必要な措置を講ずるものとする。

（地域との連携など）
第 15 条　事業者は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努める。

（虐待防止に関する事項）
第 16 条　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
（１）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果

について従業者に周知徹底を図る
（２）虐待防止のための指針の整備
（３）虐待を防止するための定期的な研修の実施
（４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）
第 17 条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護〔指定予防特定施設入居者生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
２　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営に関する重要事項）
第 18 条　事業所は、全ての特定施設入居者生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。
２　入居者に対しては公正を旨とし、常に深い愛情と理解をもって接遇し、相互の融和と協力のもとに入居者の快適な生活環境の確保に努める。
３　事業所は、職員の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設け業務体制を整備する。
（１）研修　採用後３ヶ月以内
（２）その他の研修　職場内研修及び職場外研修へ積極的な参加を行う。
４　事業所は、適切な指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
５　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、その都度協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、平成１２年４月１日から施行する。

この規程の改定は、平成１７年４月１日から施行する。

この規程の改定は、平成１８年４月１日から施行する。

この規程の改定は、平成１９年４月１日から施行する。

この規程の改定は、平成２１年４月１日から施行する。

この規程の改定は、平成２４年４月１日より施行する。

この規程の改定は、平成２７年４月１日より施行する。

この規程の改定は、平成２７年８月１日より施行する。

この規程の改定は、平成２８年１１月１日より施行する。

この規程の改定は、平成２９年９月２６日より施行する。

この規程の改定は、令和２年１月１日より施行する。

この規程の改定は、令和２年４月１日より施行する。

この規程の改定は、令和３年４月１日より施行する。

この規定の改定は、令和７年４月１日より施行する。